

特別徴収切替届出(依頼)書

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 茅ヶ崎市 茅ヶ崎市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号	※市区町村ごとに異なります							
		フリガナ											担当者 連絡先	新規の場合、納入書(要・不要)							
		名称(氏名)												係							
		法人番号												氏名							
給与所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1・2・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。								
	氏名	旧姓											特別徴収 開始予定月	月分(翌月10日納期分)から ※土日祝日の場合は翌営業日 特別徴収を開始します							
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										月割額 (金額不明の場合 は記入不要)		月		円		月以降		円	
	受給者番号	〒 253 -												特別徴収へ切替える 税額							
	1月1日現在の住所	茅ヶ崎市										届出理由 1. 入社 2. その他()									
	現在の住所	〒 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額の連絡 必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。									

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)

※年度初めや前職を退職直後、既に納付済みの分や口座振替の場合など普通徴収の納付書が回収できない場合は、添付不要となりますので、速やかに本届出を御提出いただき、二重納付にならないよう給与所得者と御確認いただきますようお願いいたします。

※税額通知書及び領収書については添付いただかないようお願いいたします。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたもの、また、納期限にかかわらず当市の定めた2月の処理期限(毎年15日前後)以降は、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
2. 特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。(当市では税額通知書は、毎月15日前後を処理期限とし、それまでに届いた異動届をもとに当月内の月末に発送しています。そのため、処理期限以降に届いた場合やその他期限内に処理できない場合については、翌月以降の月末発送になりますので御注意ください。(詳細は「市民税・県民税特別徴収のつづり」の中の「異動届出書の処理期限について」を参考にしてください。)
3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。また65歳以上の方で年度途中で特別徴収に切り替えると、一部還付が発生したり、給与所得者で納めていただく普通徴収分の税額が変更になる場合がありますので、御注意ください。
4. 月割額の計算については、特別徴収へ切替える税額が不明の場合、空欄で構いません。

65歳以上の年金所得者は、月割額の計算は行わないでください。併せて、【注意事項】3を参照ください。

【提出先】 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市 市民税課 市民税担当